

呉市と海上保安大学校・呉海上保安部との
包括連携に関する協定書

呉 市

海上保安大学校・呉海上保安部

呉市と海上保安大学校・呉海上保安部との包括連携に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海上保安大学校・呉海上保安部（以下「乙」と総称し、海上保安大学校を「乙1」、呉海上保安部を「乙2」という。）は、地域の安全・安心の確保と地方創生の実現に向けて、互いに連携協力をすることに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携協力の下、それぞれが持つ技能、知識、人材等を有効活用し、協働した取組等を行うことにより、地域のより一層の安全・安心の確保及び地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力をする。

- (1) 子ども・青少年教育、生涯学習等に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- (4) 文化振興に関すること。
- (5) 環境保全及び環境啓発活動に関すること。
- (6) 前各号に定めるものほか、地方創生、SDGs及び市民サービス向上に関するこ
と。

2 前項に規定する連携協力事項の実施時期、実施方法等については、甲乙間で協議の上、決定する。

3 甲及び乙は、前2項の規定による連携協力を円滑に実施するため、必要に応じて意見交換及び連絡調整を行うものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙1又は乙2のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から得た秘密情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、漏えいし、又はこの協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められた場合は、事前に速やかに相手方にその旨を書面で通知を行うことを条件に、必要な範囲に限り当該情報を開示することができる。

（疑義解決の方法）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙1及び乙2のいずれからも、この協定を更新しない旨の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 甲乙間（甲乙1間及び甲乙2間を含む。）において、この協定のほか、地域防災計画に基づく協定及び取組並びにその他の個別協定又は覚書等（以下「個別協定等」という。）がある場合は、この協定の内容にかかわらず、個別協定等を優先する。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙1及び乙2が署名の上、各々1通を保有する。

令和5年1月10日

甲 呉市中央4丁目1番6号
吳市

吳市長 新原芳明

乙1 呉市若葉町5番1号
海上保安大学校

校長 江田

乙2 呉市宝町9番25号
呉海上保安部

部長 国本顕